

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年7月31日
【会社名】	株式会社ブッキングリゾート
【英訳名】	Booking Resort Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 坂根 正生
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市北区梅田二丁目 6 番20号
【電話番号】	06-6147-5481
【事務連絡者氏名】	取締役 山本 和矢
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市北区梅田二丁目 6 番20号
【電話番号】	06-6147-5481
【事務連絡者氏名】	取締役 山本 和矢
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【提出理由】

2026年7月30日開催の当社第13回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年7月30日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 資本金の額の減少（減資）の件

①減少する資本金の額

資本金の額393,641,920円を293,641,920円減少して100,000,000円とし、減少する資本金の額293,641,920円をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

②減資の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少するものであります。

③資本金の額の減少が効力を生ずる日

2026年8月31日

第2号議案 定款一部変更の件

当社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に新たな事業目的を追加するものであります。

また、取締役会の監査・監督機能の一層の強化及びガバナンスのさらなる充実並びに意思決定及び業務執行の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社への移行に伴う定款変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

坂根正生、今井裕二、橋本紘史朗、山本和矢の4名を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

井出久美、清水奈津、西村敦彦の3名を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額等の決定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬額を年額100百万円以内とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額等の決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とするものであります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象として譲渡制限付株式報酬制度を導入し、第5号議案に係る金銭報酬枠とは別枠で、本制度に基づき支給する金銭報酬債権の総額を年額100百万円以内、本制度により発行又は処分する当社普通株式の総数を年80,000株以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	30,405	399	0	(注) 1	可決 98,70
第2号議案	30,460	344	0	(注) 1	可決 98,88
第3号議案					
坂根 正生	29,324	1,480	0		可決 95,20

今井 裕二	30,288	516	0	(注) 2	可決	98.32
橋本 紘史朗	30,293	511	0		可決	98.34
山本 和矢	30,289	515	0		可決	98.33
第4号議案						
井出 久美	30,317	487	0	(注) 2	可決	98.42
清水 奈津	30,327	477	0		可決	98.45
西村 敦彦	30,327	477	0		可決	98.45
第5号議案	29,281	1,523	0	(注) 3	可決	95.06
第6号議案	29,256	1,548	0	(注) 3	可決	94.97
第7号議案	26,299	4,505	0	(注) 3	可決	85.38

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上